

○教学デザイン室規程

〔令和2年1月23日〕
〔法人規程第12号〕

教学デザイン室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する教学デザイン室の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教学デザイン室は、筑波大学（以下この条において「本学」という。）の学群及び大学院の教育改革の方針及び計画の立案を行い、もって本学の教育の発展及び学修の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 教学デザイン室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学群及び大学院の教育の基本方針に係る企画立案及びその実施の総括に関すること。
- (2) 教育に係る将来計画の立案に関すること。
- (3) 学群、学類、学術院、研究群、専攻及び学位プログラム（次号において「学位プログラム等」という。）の新設又は改組等に係る計画の立案に関すること。
- (4) 学位プログラム等を横断する教育プログラムの開発及び計画に関すること。
- (5) 教育に関する学内公募型プロジェクトの企画及び審査に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 教学デザイン室は、教育を担当する副学長（第7条において「担当副学長」という。）が職員のうちから指名する室員で組織する。

(室長)

第5条 教学デザイン室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。

2 室長は、教学デザイン室の業務を総括する。

(室員の任期)

第6条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の室員は、再任されることができる。

(タスクフォース)

第7条 教学デザイン室に、特定の専門的な事項を調査検討させるため、タスクフォースを置くことができる。

2 タスクフォースの構成員は、当該調査検討事項に関し識見を有する者のうちから、担当副学長が指名する。

3 タスクフォースの構成員は、当該調査検討が終了したときは、退任するものとする。

(事務)

第8条 教学デザイン室に関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部教育機構支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、教学デザイン室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 教育イニシアティブ機構規程（平成22年法人規程第35号）は、廃止する。